

アベサンショウウオのように、里地里山を生息・生育環境としている絶滅危惧種は県内で確認されている絶滅危惧種の約半数の種となっています。

森林生態系の頂点に立つ猛禽類は、ダムや道路などの開発行為による生息環境改変の影響を受けやすく、絶滅の危機に瀕している種も少なくありません。中でもイヌワシ（絶滅危惧IB類）は、国内での生息数が300～500羽と推定され種の存続が危ぶまれており、同時に繁殖率の低下も報告されています。本県では1990年度よりイヌワシの保護を目的に生息状況等についての調査を継続し、その結果、12～20羽の生息数と推定されました。繁殖率は20%台と低く、全国と同様の傾向を示しています。

また、我が国でも移入種が増え、農作物への被害や我が国在来の野生生物の捕食などの問題を生じてきていますが、本県では、今のところ目立った被害は生じていません。

■野生生物と人間社会

長い間、人間と野生鳥獣は適度なバランスを保ちながら共存を図っていましたが、個体数の急激な増加は農林業被害の増大をもたらすばかりでなく、生態系のバランスを崩すおそれがあります。

また、開発行為等により野生鳥獣の生息環境が悪化していますが、近年、積雪量が少なくなっていることや農家の高齢化による耕作放棄田の増加等の要因も加わり、イ

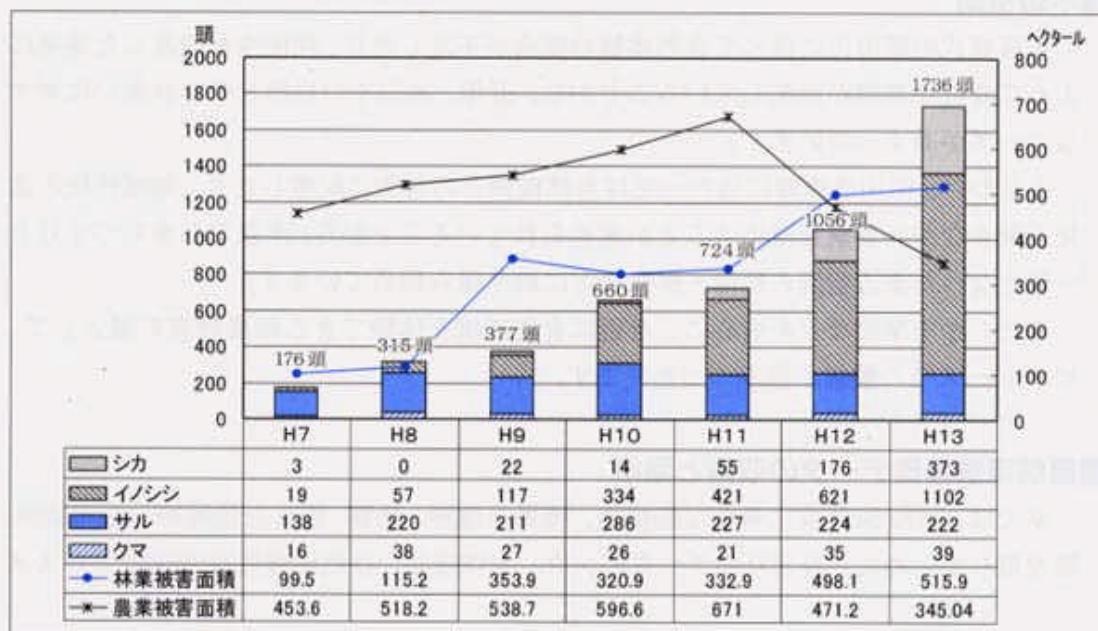


図3-4-2 有害鳥獣駆除による駆除頭数と農林業被害面積の推移

ノシシやシカなど特定の野生獣が増加し、生息地を拡大させながら農林業に大きな被害を与えていました。

これらに対し、電気柵等の防止策を講じる一方、有害鳥獣として駆除を行っていますが、被害量は年々増加する傾向にあります。

■自然とのふれあいの推進

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その健全な利用を増進することを目的としており、県内の自然公園などの自然は、近年の余暇時間の増大や自然志向の高まりの中で、登山やハイキング、キャンプ、観察会あるいは観光といった目的で中高年登山者や日本百名山登山者など多くの人々に利用されています。そのため、登山道や避難小屋、トイレ、遊歩道、ビジターセンター、案内標識などを計画的に整備し、自然とのふれあいの場づくりに努めています。

一方、登山者の増加等による登山道の裸地化や植生に対する踏み荒らしなど、豊かな自然への負荷が大きくなっています。

また、県民の意識調査等によれば、自然公園内の施設整備に対する要望はますます多様化し、快適で質の高い施設や体験型の施設などへの期待感が高まっていることから、四季を通じて手軽に、楽しくかつ安全に歩きながら豊かな自然環境、景観さらには歴史や文化にふれられるよう、中部北陸自然歩道と近畿自然歩道について整備を進めきました。

■水辺空間

生活様式の都市化に伴って自然体験の機会が不足したり、利便性を追及した開発によって身近な自然が消失していることから、近年、水辺での自然とのふれあいに対するニーズが高まっています。

とりわけ、河川改修等に当たっては自然環境との共生に配慮したり、地域住民の意見を聞きながら事業を進めることができることから、本県でもまちづくりと一体となった水辺空間の整備・保全などに取り組み始めています。

また、小中学校などを中心に、身近に自然環境を体験できる環境教育の場として、ピオトープ^{#1}の整備が進みつつあります。

■自然環境基礎データの収集と活用

県では、昭和60年度に貴重な動植物、特異な地形・地質、優れた景観等の分布状況等を取りまとめた「みどりのデータバンク」を作成し、自然保護行政や環境アセスメ

^{#1} ピオトープ：多種類の動物・植物が一つの生態系を構成し、共同体として生息・生育できるあるまとまりをもった環境

ントの基礎資料として活用を図ってきましたが、身近な自然環境の保全、生物多様性の確保、種の絶滅・保存など新たな課題に対応するため、平成4年度～10年度において自然環境の基礎調査を実施し、データの更新を行いました。

また、国の委託を受けた自然環境保全基礎調査（平成12・13年度は哺乳類調査）、ガンカモ科鳥類生息調査等のデータは、経年調査により集積された貴重なデータとなっています。

平成10年12月「みどりネット」（衛生環境研究センター運営）の中に開設した「みどりのデータバンクホームページ」により、県がこれまで実施してきた調査の成果等をもとにして県内に生息・生育する動植物のリストや自然環境、生物多様性に関する情報などをインターネットを利用して広く一般に提供しています。

■水循環の悪化

重要な保水機能を有している水田の減少や林業生産活動の停滞等に伴う手入れ不足の森林の増加、都市域の拡大に伴う雨水の浸透域の減少、融雪や工業用水利用による過剰な地下水の揚水など、さまざまな要因によって、一部の地域では湧水の枯渇や地下水低下などがみられ、健全な水循環^{*1}を構築することが課題となっています。

健全な水循環を確保するためには、天然生林^{*2}の保全や生態系のバランスのとれた森林整備を行うなど森林の水源かん養機能^{*3}を持続的に発揮させるための適切な整備・管理に努めるとともに、水田の地下水かん養機能の維持、河川等水質の保全、緑地の保全、水辺環境の保全など、上流地域から下流地域までの流域が一体となった総合的な取組みを推進していくことが重要となっています。

*1 健全な水循環：「流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態」と定義されるが、具体的には、地下水かん養機能や地表水・地下水を通じた水の循環利用が図られ、豊かな河川流量が確保されている状態などがイメージされる。

*2 天然生林：主として天然力を活用することにより成立した森林

*3 水源かん養機能：森林などが有する雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する機能